

1. はじめに

資料

飯能市の下水道事業は昭和28年に事業認可を受け、区域を拡大しながら施設を増強し、長年にわたり都市の健全な発達や公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に寄与してきた。

P
3,4

早期に下水道事業に着手した本市だが、令和5年度末の下水道整備率は82.5%で、土地区画整理事業地区を中心に未整備箇所が残されており、早期の下水道整備が望まれている。

一方、事業着手から70年以上が経過し、施設の老朽化が深刻化している。さらには、令和6年1月1日の能登半島地震の被害にみられるように、施設の耐震化も重要な課題であり、浄化センターやポンプ場、管きょなど既存施設の改築・更新及び耐震化には、今後、多額の費用が見込まれる。

P
5

下水道事業の運営においては、令和元年に地方公営企業法を適用して企業会計へ移行している。企業会計では、その事業に伴う収入によって経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく独立採算の原則が適用されている。

P
6

しかしながら本市の下水道事業は、本来使用料収入で賄うべき経費を使用料で賄えず、一般会計繰入金による埋め合せに頼らなくてはならない状況となっている。また、昨今の社会情勢や節水意識の高まりなどによる水需要の減少から、使用料収入は年々減少傾向にある。

P
7

P
8

こうした中、経営基盤を強化し、将来に渡り安定的な下水道サービスを提供していくためには、適切な財源の確保が不可欠であり、下水道使用料は、使用者に対して公平な負担となるよう配慮し、適切な受益者負担のもと、適正な水準を設定していく必要がある。

P
9

そこで本審議会において、5回にわたり慎重に審議を重ね、次のとおり結論を得たので、意見を添えて答申する。

2 答申事項

(1) 下水道使用料改定の必要性

公営企業である下水道事業の運営に係る経費負担については、雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は私費（使用者負担）で負担することが原則となっている。

P
11

本市の下水道使用料は、平成26年に改定して以来10年を経過しているが、近年の物価・人件費、エネルギー価格の上昇等により維持管理費が増大しており、経費節減の取組はされてはいるものの、現在の下水道使用料体系では汚水処理に係る経費を賄うことができていない。

P
12

P
13

このため、市税を財源とする一般会計からの補助によって下水道経営が維持されている状況にある。受益者負担の原則に基づかない使用料収入の不足分を補填するための一般会計からの補助（以下、「基準外繰入金」という。）

P
14

は、令和5年度において約3億3千万円であり、毎年、同程度の基準外繰入金を受け入れてきた。

このように下水道事業の恩恵を受けていない市民からの税金が投入されることは、汚水に係る経費は私費（使用者負担）で負担するという原則にそぐわない税負担の不均衡であるとともに、人口減少、少子高齢化の進行など行政課題に対応するための市の財政状況は、更に厳しくなることが懸念されることから、市税に依存しないための財源確保が必要である。

また、資本投資における補てん財源であり、利益の積立などを原資とする内部留保金は、支出の増加による財源不足の拡大に伴い令和5年度から取り崩しており、令和7年度には枯渇する危険性が高まっている。内部留保金が減少すると、資金繰りが厳しくなり、事業運営や必要な投資に支障をきたす可能性が高まるため、一定規模の内部留保金の確保に努めなくてはならない。一般的に年間下水道使用料収入にあたる額を留保することが目標とされているが、令和5年度の内部留保金は、下水道使用料収入約10億円に対し約4億円で、令和5年度には半減、令和7年度には枯渇する危険性が高くなっており、経営の安定性が損なわれる恐れが極めて高い状態ある。

これらの状況を考慮すると、安定的に下水道事業を実施していくためには資金の確保が急務であることから、下水道使用料の改定はやむを得ないものとする。

（2）改定時期

令和7年10月1日施行

下水道使用料の改定時期については、財源不足によって下水道事業の運営に支障が生じることのないように、早期に実施する必要がある。そのうえで、使用者への十分な周知と理解を得ることを考慮し、改定日は令和7年10月1日とすることが妥当である。

（3）算定期間

令和7年10月から令和10年9月までの3年間

下水道使用料算定期間は、一般に3年から5年程度とすることが適当とされている。また、下水道使用料は、市民の日常生活に密着した公共料金であるため、安定性と収支予測の確実性を保つべく、算定期間は令和7年10月から令和10年9月までの3年間とした。

（4）改定率及び使用料体系

基本料金の改定率は20%、超過料金の改定率は25%

現行の使用料体系を維持

資料

P
14

P
15

P
16,
17

P
19

P
21

今回の改定では、経営改善に向けた取組の短期目標を収支構造の改善とし、経費回収率100%以上を達成することを目標とする。この短期目標を達成するための下水道使用料の改定率は、住民の負担増や事業活動への影響を考慮するとともに、使用料算定期間内で下水道事業の経営安定化に資するため、基本料金の改定率は20%、超過料金の改定率は25%とする。

なお、安定的な下水道事業を運営するためには、中期目標の基準外繰入金の削減、長期目標の内部留保金の確保が達成されるよう、下水道使用料の周期的な検証と見直しを行うとともに、更なる経費削減を図るなど、経営改善に向けた取組の継続を要望する。

使用料体系は、今回の改定が短期的な収支構造の改善を目標としていることを鑑みて、現行の使用料体系を維持することとする。

3 付帯意見

(1) 今後の下水道使用料の見直しについて

今回の使用料改定は、令和7年10月から令和10年9月までの3年間を使用料算定期間としている。経営改善に向けては、更なる目標である基準外繰入金の削減、さらには内部留保金の確保が必要である。今後の下水道使用料については、社会情勢の変化や排水量の動向などを踏まえ3年に一度の頻度で定期的な検証と見直しを求める。

(2) 改定の周知

消費税率改定を除いた実質的な下水道使用料の改定は、平成26年度以来、約10年ぶりとなり、住民活動や企業活動に与える影響が大きいことから、使用者等への十分な周知・説明を行い理解を得られるよう努められたい。

4 参考資料

(1) 審議経過

区分	日時・場所	審議事項
第1回	令和6年9月3日(火) 飯能市役所別館2階 会議室2	・飯能市下水道事業の概要
第2回	令和6年9月30日(月) 飯能市役所本庁舎5階 501会議室	・諮問 ・下水道使用料改定の基本的考え方 ・下水道使用料の改定について
第3回	令和6年10月22日(火) 飯能市浄化センター2階会議室	・下水道事業について
第4回	令和6年11月22日(金) 飯能市浄化センター2階会議室	・下水道事業について ・答申書について

第5回	令和6年12月20日（金） 飯能市浄化センター2階会議室	・ 答申書案の検討
-----	---------------------------------	-----------

（2）現行及び改定後の使用料体系（1か月あたり、税抜）

料金区分	使用水量	現行	改定後	上昇率(%)
基本料金	10 m ³ まで	1,180 円	1,416 円	20%
超過料金	10 m ³ を超え30 m ³ まで	128 円	160 円	25%
	30 m ³ を超え100 m ³ まで	158 円	198 円	25%
	100 m ³ を超え500 m ³ まで	188 円	234 円	25%
	500 m ³ を超える分	218 円	272 円	25%

（3）下水道審議会名簿

別紙のとおり。